

加入負担金に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号。以下「条例」という。）第37条の規定による加入負担金（以下「負担金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(負担金の定義)

第2条 給水装置を新設又は給水管の口径を増径しようとする者は、負担金を納入しなければならない。なお、負担金の納入は給水を受ける者に対しての供給条件であるので、負担金納入を「権利」として第三者に譲渡又は貸借することはできない。

(用語の意義)

第3条 用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 給水装置とは配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（水道法第3条第9項）
- (2) 給水装置の口径とはメーターの口径をいう。
- (3) 給水装置の廃止とは負担金を納入した者（以下「納入者」という。）がメーターを堀上した場合をいう。
- (4) 給水装置の撤去とは、配水本管から分岐止めした場合をいう。

(取扱基準)

第4条 給水装置を新設、改造、廃止等する場合の負担金の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 形態に関わらず新規のメーター設置を伴う給水申請は、負担金を徴収する。ただし、水量計量後水道料金徴収の対象とならないメーターを除く。
- (2) 納入者が既設の給水装置の口径を増径する場合の負担金は、増径後の口径に係る負担金の額と旧口径に係る負担金の額との差額を徴収する。
- (3) 納入者が既設の給水装置の口径を減径する場合、減径後の口径に係る負担金の額が旧口径に係る負担金の額の範囲内であれば負担金を徴収しない。
- (4) 納入者が既設の給水装置を廃止して、給水区域内の他の土地に転居し、当該土地に廃止した給水装置を設置する場合、負担金を徴収しない。ただし口径変更を伴う場合は前2号及び3号による。
- (5) 納入者が給水装置を廃止しないで、給水装置が設置されている当該土地または家屋を譲渡した場合、納入者の地位は譲受人が承継する。また、譲受人は条例第23条第2項2号に基づき速やかに給水装置の所有者変更を届け出なければならない。

- (6) メーター1個を設置し給水を受けていた者が、その後複数の給水装置を新設し、又は改造しようとするときの負担金は、新設又は改造後のメーターの口径に係る負担金の額の合計額から既設のメーターの口径に係る負担金の額を控除した額を徴収する。
- (7) 前号の規定は次の条件を満たした場合に適用する。
 - (ア) その給水装置で給水を受けていた土地に限る。ただし、当該土地を分割した場合及び設置場所を変更した場合は適用しない。
 - (イ) 1件及び1回の給水申請に限る。
- (8) 複数のメーターを設置し給水を受けていた者が、そのメーターを1個のメーターに改造しようとするときの負担金は、新設のメーターの口径に係る負担金の額から既設のメーターの口径に係る負担金の額の合計額を控除した額を徴収する。また、メーター堀上証明書も既設のメーターとして負担金の合計額に加えることができる。
- (9) 前号の規定は次の条件を満たした場合に適用される。
 - (ア) 既設の給水装置及びメーター堀上証明書が同一人の所有に限る。
 - (イ) 1件の給水申請に限る。
- (10) 受水槽以下の装置に市のメーターを設置する場合の負担金は、その装置を給水装置とみなし、メーターの口径に係る負担金の額の合計額を徴収する。
- (11) 受水槽までの給水管に設置されたメーターで給水を受けていた者が、その後受水槽以下の装置に市のメーターを設置する場合の負担金は、受水槽以下の装置に設置するメーターの口径に係る負担金の額の合計額から既設のメーターの口径に係る負担金の額を控除した額を徴収する。
- (12) 給水装置を撤去及び廃止しても納入した負担金は還付しない。また、給水装置を改造した場合に既設のメーターに係る負担金の額と新設メーターに係る負担金との額に差額が生じてもこれを還付しない。
- (13) 給水装置が設置されている土地又は建物の所有者と給水装置の所有者が同じ場合に、所有者は他人に給水装置を使用させることが出来る。この場合給水装置を使用する者は負担金を納入する責務を免れる。
- (14) 借地人が当該土地に自己の建物等を設置する場合において、当該土地に他の人が所有する既設の給水装置が設置されていても、借地人は納入者の地位を承継しない限り当該土地に設置されている給水装置を使用することは出来ない。この場合既設の給水装置の所有者は給水装置を廃止し、借地人は自己の名義で新規に給水装置を設置するため給水の申請をし、負担金を納入しなければならない。
- (15) 給水装置の所有者が借地人である場合、土地又は建物等の譲渡が伴わな

くても給水装置所有者変更届があれば次の者に納入者の地位は承継される。

(給水装置廃止証明)

第5条 佐倉市水道事業管理者は、納入者がメーターを堀上し、給水装置廃止証明書(以下「廃止証明書」という。)交付請求書(様式第1号)による請求があった場合には廃止証明書(様式第2号)を交付する。

2 廃止証明書は所有者変更することはできない。ただし、配偶者又は1親等の親族間に限り承継することができる。

3 廃止証明書については原則として再交付しないものとする。

(所有者変更届の添付書類)

第6条 既設の給水装置が設置されている土地・家屋を売買及び相続等により取得した場合、条例第23条第2項第2号の規定による給水装置所有者変更の届出をする場合の添付書類は次のとおりとする。

(ア) 旧所有者から申請する場合は所有者変更届。

(イ) 新所有者が申請する場合は登記簿謄本の原本(発行日より3ヶ月以内)または売買契約書(裁判所の調書)の写し等、所有権移転を証明する書類。

(ウ) 相続の場合については登記簿謄本の原本(発行日より3ヶ月以内)及び相続の関係を証明する書類。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年3月1日より施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行日以前に発行されたメーターの堀上証明書は、給水装置廃止証明書と読み替える。

様式第1号

給水装置廃止（メーター堀上）証明交付請求書

年 月 日

佐倉市上下水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名

下記のとおり、給水装置廃止（メーター堀上）証明書の交付を申請します。
記

給水装置設置場所	佐倉市
給水装置所有者氏名	
水栓番号	
メーター口径及び番号	mm
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

別紙様式第2号で給水装置廃止証明書を交付してよろしいか伺います。

課長	班長	班員

様式第2号

給水装置廃止（メーター堀上）証明書

給水装置設置場所 佐倉市

給水装置所有者氏名

水 栓 番 号

廃 止 年 月 日 年 月 日

メーター口径及び番号 mm 個

—

上記の給水装置は廃止（メーター堀上）したことを証明します。

年 月 日

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市上下水道事業管理者

※裏面をご覧ください。

裏面

この証明書は、佐倉市水道事業の給水区域内で給水装置を廃止（メーター堀上）したことを証明するものです。この証明書の名義人が将来、佐倉市水道事業の給水区域内で給水装置を設置する場合において、この証明書に記載されているメーター口径の給水装置を設置することができることを証明するものです。

注意

1. この証明書は「権利」として第三者に譲渡又は貸借することはできません。
2. この証明書は名義変更できません。
3. この証明書は再発行しませんので大事に保管してください。
4. その他の内容については「加入負担金に関する取扱要綱」をご覧ください。